〈みずほ〉グループ口座サービス規定

<1. 総則>

第 1 条 〈みずほ〉グループ口座サービスの概要

〈みずほ〉グループ口座サービス規定（以下、「本規定」といいます。）は契約者ご本人（以下、「お客さま」といいます。）が指定するみずほ銀行の預金口座で〈みずほ〉グループ口座サービスを利用する場合の取り扱いを明記したものです。本規定は、みずほ銀行および本条 1.(2)で規定する〈みずほ〉グループ口座サービス対象会社（以下、「本サービス対象会社」といいます。）が定める本総則、本サービス対象会社が別途定める個別規定（本サービス対象会社編）で構成するものとします。お客さまは、本規定のほか、本サービス対象会社が別途定める振込規定等各種関連規定等の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において〈みずほ〉グループ口座サービスを利用するものとします。

1. 〈みずほ〉グループ口座サービスとは
   (1) 〈みずほ〉グループ口座サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、お客さまが以下に規定する本サービス対象会社でご利用の各種商品・サービスの購入資金、手数料等のお引き落とし、売却代金、利息、分配金等のお受け取りを、お客さまが指定されたお客さまご自身名義のみずほ銀行の預金口座（以下、「本サービス利用口座」といいます。）で行うサービスです。なお、お客さま以外の名義のみずほ銀行預金口座を利用することはできません。
   (2) 本サービス対象会社は以下のとおりです。また、本サービスは本サービス対象会社所定の拠点等でご利用可能です。
   ・ みずほ信託銀行
2. 利用可能なサービス
   (1) 本サービスにより本サービス利用口座で資金決済が可能な商品・サービスは、本サービス対象会社が取り扱いできるものと定めたものとします。
   (2) ご利用に際しては、本サービス対象会社所定の方法に従ってください。
3. 利用対象者
   本サービスの利用対象者は、みずほ銀行および本サービス対象会社が認めた方とします。
4. 手数料等
   本サービスには、年会費等の本サービスを維持するための費用はかかりません。ただし、本サービス対象会社が別途定める所定の手数料等がかかる場合があります。
5. 本サービスの仕組み
   本サービスは、お客さまがみずほ銀行預金口座を開設されていることの他、本サービス対象会社所定の事項等の充足により、本サービス対象会社所定の端末機、周辺機器、通信回線またはコンピューター等の環境下において提供されます。したがって、本サービス対象会社間共通の仕組みのご提供を保証するものではありません。なお、仕組みの詳細については本サービス対象会社の個別規定等を確認してください。
6. 譲渡・質入れ等の禁止
   本サービスに基づくお客さまの権利は、譲渡、質入れ、または第三者への貸与等はできないものとします。

7. 解約等

本サービスの解約等については、本サービス対象会社所定の方法に従うものとします。

8. 免責事項

(1) みずほ銀行、本サービス対象会社および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、端末機の障害、通信機械およびコンピューター等の障害ならびに回線障害、電話の不通等により、取引の取り扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害についてみずほ銀行および本サービス対象会社は一切の責任を負いません。

(2) みずほ銀行、本サービス対象会社および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことにより取引情報その他の情報が漏洩した場合、それにより生じた損害についてみずほ銀行および本サービス対象会社は一切の責任を負いません。

(3) みずほ銀行および本サービス対象会社が申込書類等に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法または複数の本人確認書類の提示、生体情報との照合その他のみずほ銀行および本サービス対象会社所定の方法をもって正当な取引であることを確認する方法により、本人に相違ないものと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書面等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害についてみずほ銀行および本サービス対象会社は一切の責任を負いません。

(4) 災害・事変等みずほ銀行または本サービス対象会社の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、本サービスの取り扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害についてみずほ銀行および本サービス対象会社は一切の責任を負いません。

(5) お客さまがみずほ銀行および本サービス対象会社に届け出たお客さまの住所等の情報が、実際の内容と異なっていたとしても、みずほ銀行または本サービス対象会社の責めによる場合を除き、それにより生じた損害について、みずほ銀行および本サービス対象会社は一切の責任を負いません。

第 2 条　本総則の内容変更等

1. みずほ銀行または本サービス対象会社は、みずほ銀行または本サービス対象会社の都合で本総則を変更、または全部を廃止することがあります。
2. 前項の変更等については、みずほ銀行および本サービス対象会社のホームページへの掲載、みずほ銀行および本サービス対象会社の国内本支店の窓口での掲示等により告知いたします。告知された変更日以降は、変更後の内容が適用されるものとし、この変更等によって生じた損害について、みずほ銀行および本サービス対象会社は一切の責任を負いません。

第 3 条　関係規定の適用等

本総則に定めのない事項については、関係するみずほ銀行または本サービス対象会社の預金規定、振込規定、信託約款その他の取引規定もしくは契約等の定めにより取り扱います。なお、これらの取引規定等については、みずほ銀行または本サービス対象会社のホームページ、あるいはみずほ銀行または本サービス対象会社の国内本支店の窓口において入手することができます。

第 4 条　準拠法・管轄

1. 本総則の準拠法は日本法とします。
2. 本総則に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本サービス対象会社は、前 2 項に代えてもしくは加えて、別途の定めをする場合があります。

第 5 条　本総則の効力

本総則の効力の発生は、本サービス申込受付開始のためのみずほ銀行および本サービス対象会社所定の手続きが完了したことを前提とするものとします。

以上

<2. 個別規定（本サービス対象会社編）>

みずほ信託銀行編
〈みずほ〉グループ口座サービス規定　みずほ信託銀行編（以下、「本規定」といいます。）では、〈みずほ〉グループ口座サービス（以下、「本サービス」といいます。）をみずほ信託銀行においてご利用する場合の取り扱いを定めるものとします。

第１条　サービスの概要

1.　利用可能なサービス

(1)　本サービスは、みずほ信託銀行（以下、「当行」といいます。）の本支店他、当行が別途定める拠点等で利用可能です。

(2)　本サービスのお申込時にお客さまが届け出る本人名義のみずほ銀行預金口座（以下、「本サービス利用口座」といいます。）により資金決済が可能となる当行の商品・サービスは以下に掲げるもののうち、当行が取り扱いできると定めたもの、または当行が別に定めたものとします。

A.　運用商品

a)　以下の運用商品のご購入資金のお引き落とし

①　定期預金

②　信託商品

③　投資信託

④　その他、当行が認めた商品

b)　a)で定める運用商品の満期資金・償還金等または利息・分配金等のお受け取り

c)　電話取引サービスにおいては、本サービスの利用対象として、投資信託等当行所定のお取引をご指定されている場合、電話取引サービスでの売却を行っても、売却代金は、電話取引サービス規定で定める代表普通預金口座へ入金されず、直接本サービス利用口座へ入金されます。

B.　ローン

a)　以下のローンのご返済（ご契約に基づく約定返済および期限前返済等を含みます。）

①　住宅ローンのうち当行が認めたもの

②　アパートローンのうち当行が認めたもの

③　その他ローン等のうち当行が認めたもの

b)　a)で定めるローン実行資金のご入金

c)　a)で定めるローンにかかる諸費用のお引き落とし

C.　自動振替（預金口座振替）の方法を利用した以下の当行サービスの各種手数料等のお支払い

a)　貸金庫使用料のお支払い

b)　遺言書保管料のお支払い

c)　遺言書管理料のお支払い

d)　その他お客さまが個別にご指定されたお引き落としのうち当行が本サービスで利用できると認めたもの

D.　当行と収納契約を締結した企業等との口座振替契約に基づく各種公共料金等のお引き落としのうち、当行所定の方法により請求されるもの。なお、口座振替によるお支払いは本サービスお申込時に設定されているものおよびお申込時以降第 2 条 1.(4)で定める当行の切替指定口座を振替口座として設定したものを含めます。

E.　当行本支店等における、お客さまからの依頼に基づいた本サービス利用口座からのお支払い・ご入金

2.　利用対象者

本サービスの利用対象者は原則として、以下のすべてを満たすお客さまで当行が認めた方とします。

A.　本サービス利用口座として本サービス利用者本人名義のみずほ銀行預金口座を保有していること。

なお、本サービスのお申し込みと同時にみずほ銀行普通預金口座を申し込まれた方を含みます。

B. 本サービスお申し込みと同時に当行がみずほ銀行の銀行代理店としてみずほ銀行普通預金口座のお申し込みを媒介する場合、当行が保有するお客さまの情報を銀行代理業務（媒介）に利用すること、また当行が銀行代理業務（媒介）で知りえたお客さまの情報を当行業務に利用することについて同意いただいていること。

C. 当行とみずほ銀行の間でお客さまの情報を交換することについて「情報授受に関する規定」に同意いただいていること。

3. 手数料等

本サービスには、年会費等の本サービスを維持するための費用はかかりません。ただし、本サービスを利用し振り込み、投資信託取引、信託取引、ローン取引等を行う場合には、別途当行所定の手数料、信託報酬等がかかりますので、各商品、各サービス、各ファンドの商品説明書や目論見書、商品概要説明書等によりご確認ください（また、これらの各種手数料等には消費税等がかかります。）。なお、当行はこの手数料等をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

第 2 条　サービスの仕組み

1. サービス利用に必要な事項等

(1) 専用別段預金

当行は本サービスお申し込みのお客さまに本サービス専用の別段預金口座（以下、「専用別段預金」といいます。）を開設します。

(2) 本サービス利用口座

A. お客さまは、本サービスのお申込時に、本人名義のみずほ銀行預金口座を、本サービス利用口座として届け出るものとします。なお、本サービス利用口座は、本サービスお申し込みと同時にお申し込みされる普通預金口座を含みます。

B. 当行は届け出られた本サービス利用口座を(1)に規定する専用別段預金に紐付けし、資金の引き落とし、入金を連動する口座として登録いたします。

C. 既に本サービス利用口座として届け出済みのみずほ銀行預金口座を重複して届け出ることはできません。

(3) サービス開始日

A. 本サービスお申し込み後、当行は当行所定の手続きを経て本サービスのサービス開始日を設定し、お客さまに通知します。サービス開始日以降、本サービスの利用が可能です。

B. A.の規定にかかわらず、ローン等当行所定の商品については、当行所定の手続きが完了しない場合、本サービスの利用はできません。

(4) 切替指定口座

A. 本サービスのお申込時に既に当行商品・サービスにかかる資金の引落・入金用口座として、当行の普通預金口座をご利用の場合、本サービスお申込時に当該口座を切替指定口座としてお届け出いただくことで、当行商品・サービスの決済口座を当該口座から本サービス利用口座へ切り替えることができます。

B. 上記お届け出があった場合、当行は上記(3)規定のサービス開始日より本サービスの利用対象となる当行商品・サービスの資金決済口座を専用別段預金へ切り替えます。

C. 一つの本サービス利用口座につき、切替指定口座として指定できる当行普通預金口座は一つです。また、別途本サービスをお申し込み済みで、既に切替指定口座としてお届け出済みの当行普通預金を、重複して切替指定口座に指定することはできません。

D. 当行普通預金口座がなくても本サービスの利用は可能です。

2. 本サービスの仕組み

(1) 本サービス利用口座からの資金引き落とし

A. お客さまは、本サービス利用に際しては、当行所定の方法により専用別段預金からの支払いを依頼するものとします。

B. 当行は、お客さまから支払依頼を受けた現金、振込資金、当行所定の振込手数料、定期預金預入資金、金銭信託設定資金（設定にかかる手数料および諸費用等を含みます。）、投資信託購入資金（購入にかかる手数料および諸費用等を含みます。）、ローン返済資金・利息金またはその他の各種手数料等を、本サービス利用口座から引き落とし、専用別段預金に一旦入金したうえで専用別段預金から払い戻します。

C. 引落日における本サービス利用口座からの引落時間は当行所定のものとしますので、お客さまは当該引落日、引落時間までに必要なご資金を本サービス利用口座へ入金してください。

D. また、本サービス利用による取引を含め、本サービス利用口座となっているみずほ銀行預金口座へ資金引落依頼が複数あった場合、どの依頼を優先するかはみずほ銀行が決定するものとします。ローン等の返済がある場合は公共料金の口座振替等他の引き落としが優先された結果延滞となることがありますので、予めご注意ください。

E. 先日付扱いでの資金引き落とし（ご依頼日の翌営業日以降の資金引き落としをご依頼日時点で確定させるお手続き）はお受けできません。お受けできるのは、ご依頼日当日の資金引き落としまたはご依頼日翌営業日以降、当行所定の期間内で資金引き落としの実施を予約することです。なお、予約実行時点で本サービス利用口座の残高がお客さまの支払依頼金額に満たない等の場合、資金引き落としはできなくなります。

F. 本サービス利用口座の残高不足またはその他のエラーのため、資金引き落としができず、専用別段預金からの支払いができない場合、または第 6 条記載の理由等により、お客さまに生じる損害等については、当行およびみずほ銀行は一切の責任を負いません。

(2) 本サービス利用口座への資金入金

A. お客さまは、本サービス利用に際しては、当行所定の方法により専用別段預金への入金を依頼するものとします。

B. 当行はお客さまから入金依頼を受けた現金、定期預金満期終了資金、金銭信託解約資金、投資信託売却代金、ローン実行資金、返戻保証料、定期預金利息、投資信託分配金、金銭信託収益金等を、専用別段預金経由で入金します。

C. 専用別段預金への証券類の受け入れはいたしません。

D. お客さまの氏名変更等の当行またはみずほ銀行へのお届け出がなかったこと等により、本サービス利用口座への入金ができない場合があります。

E. D.または第 6 条記載の理由等により、お客さまに生じる損害等については、当行およびみずほ銀行は一切の責任を負いません。

第 3 条　本人確認

1. 本サービスのお申し込みにあたっては、当行は当行届出印鑑により本人確認を行います。また、当行受け付け後、本サービス利用口座として設定するために、みずほ銀行はみずほ銀行届出印鑑による本人確認または複数の本人確認書類の提示、生体情報との照合その他の当行所定の本人確認を行います。いずれかの銀行の届出印鑑不一致があった場合等、本人確認を行うことができない場合、本サービスのお申し込みはお受け付けできません。
2. サービス開始日以降、本サービスを当行店頭等で利用される場合、お客さまは、当行所定の書類により本サービスによる取引を依頼するものとします。本サービス利用口座からの資金の引き落としを伴うお手続きの場合等当行所定のお手続きとなる場合、当行は当行届出印鑑による照合および、本サービス利用口座であるみずほ銀行預金通帳等の提示を依頼し確認します。なお、みずほ銀行預金通帳等に替えて、またはこれに加えて、当行所定の本人確認資料の提示を依頼する場合があります。
3. 2.の規定にかかわらず、電話取引サービス等で本サービスを利用する場合は、電話取引サービス規定等に基づき本人確認を行います。

第 4 条　本サービス利用口座通帳による不正払い戻しへの対応

第 3 条 2.に規定する本サービスの当行店頭等での利用に際し、盗難されたみずほ銀行通帳等を用いた不正な払い戻し（本サービス利用口座からの資金引き落とし）が行われた場合の対応については、当行が

別途定める「盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てんならびに本人確認の取扱に関する特約」を準用し、当行が被害の補てんを行います。

第 5 条　留意事項

1. 総合口座の担保定期預金等の満期終了時の取り扱い
   本サービスの利用対象となっている総合口座担保定期預金の満期終了時に、当該総合口座普通預金が貸越となっている場合、貸越および経過利息を清算した後、残金を本サービス利用口座に入金するものとします。
2. 財形年金のお受け取り
   財形年金給付金のお受取口座を、本サービスお申し込みに合わせて、お客さまのご希望により、本サービス利用口座へ切り替えます。なお、本サービス解約により、当行普通預金口座等へお受取口座を再度変更する場合は、お客さまご自身でお手続きください。
3. その他商品・サービス
   1.および 2.に加え、本サービス申し込み、利用および解約にともない、当行商品・サービスのうち一部または全部のご利用ができなくなる場合があります。

第 6 条　本サービス取引依頼の不成立

以下の各号の場合、当行はお客さまからの取引依頼はなかったものとして取り扱います。この取り扱いによってお客さまに損害が生じた場合でも当行はその責任を負いません。

(1) 本サービス利用口座が解約済みのとき。
(2) 本サービス利用口座がみずほ銀行により支払停止等の取り扱いとなったとき。
(3) 本サービス利用口座への入金が当行の責めによらずできないとき。
(4) 本サービス利用口座への差し押さえ等やむを得ない事情があり、資金引き落としができないとき。
(5) 当行がお客さまの専用別段預金、その他の預金口座等の支払停止等の所定の手続きをとったとき。
(6) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったと当行が判断したとき。
(7) 当行、みずほ銀行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機およびその周辺機器、通信回線またはコンピューター等に障害が生じて、本サービスの取り扱いが不能となったとき。
(8) やむを得ない事情があり、当行が取り扱いを不適当または不可能と認めたとき。

第 7 条　届出事項の変更等

1. 氏名、住所、電話番号、印章等の届出事項の内容に変更がある場合は、それぞれ当行所定の方法により直ちに当行に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
2. 届け出のあった住所あてに当行が通知または送付書類を郵送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
3. 本サービス利用口座にかかる届出事項についても 1.同様、みずほ銀行に届け出てください。本サービスの利用に関して、この届け出の前に生じた損害については、当行およびみずほ銀行は一切の責任を負いません。なお、当行は当行所定の範囲において、みずほ銀行の届出事項について取り次ぎ等を行います。

第 8 条　個人情報の取り扱い

本サービスの利用に関するお客さまの個人情報の取り扱いについては、当行およびみずほ銀行において定めている「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則るものとします。

第 9 条　本サービス利用口座の取扱店変更

本サービス利用口座のみずほ銀行取扱店が変更となる場合は、お客さまからの当行への変更の届け出の有無によらず、本サービスは取扱店変更後の新口座へ引き継がれます。なお、この場合、取扱店変更はお客さまからみずほ銀行への申し出によるもの、みずほ銀行の店舗統廃合等によるものの別を問いません。

第 10 条　契約期間

本規定に基づくお客さまと当行との契約（以下、「利用契約」といいます。）の当初契約期間は、当行がお客さまから本サービスのお申し込みを受けた日から最初に到来する 3 月末日までとします。ただし、お客さまたは当行から解約の申し出がないかぎり、利用契約は契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

第 11 条　解約等

1. 本サービスは、お客さま、みずほ銀行または当行のそれぞれの都合で通知によりいつでも解約することができるものとします。ただし、当行に対するお客さまからの解約の通知は当行所定の書面によるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本サービスを利用している各種取引で決済未完了のものが残っている場合等、当行が必要と認める場合には、ただちに解約できない場合があります。
3. 当行またはみずほ銀行の都合により本サービスを解約するときは、届け出のあったお客さまの住所等へ通知するものとし、この場合通知の発信時に解約がなされたものとします。解約によって生じた損害については、当行またはみずほ銀行は一切の責任を負いません。
4. お客さまが次の各号にひとつでも該当する場合は、当行またはみずほ銀行はいつでもお客さまに通知することなく本サービスを解約し、または本サービスの一部もしくは全部の提供を停止することができるものとします。

(1) 本サービス利用口座が解約・使用不能となった場合
(2) お客さまが第 1 条 2.C.に定める当行とみずほ銀行の間でお客さまの情報を交換することについての同意を撤回された場合
(3) お客さまに相続の開始があった場合
(4) お客さまが、本規定や「反社会的勢力の排除に係る規定」等当行が別途定める各関連規定、みずほ銀行の普通預金規定および関連規定等に違反した場合
(5) 1 年以上にわたり、本サービスの利用がない場合
(6) 住所変更の届け出を怠るなど、お客さまの責めに帰すべき事由によって当行またはみずほ銀行においてお客さまの所在が不明となった場合
(7) 支払停止または破産手続き開始、民事再生手続き開始またはこれに類する法的整理手続き開始の申し立てがあった場合
(8) 当行ローンの延滞等が発生した場合
(9) 前各号の他、当行が本サービスの解約、または本サービスの一部もしくは全部の提供の停止を必要とする相当の事由が生じた場合

第 12 条　免責事項

1. 当行、みずほ銀行および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、端末機の障害、通信機械およびコンピューター等の障害ならびに回線障害、電話の不通等により、取引の取り扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
2. 当行、みずほ銀行および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことにより取引情報その他の情報が漏洩した場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
3. 当行およびみずほ銀行が申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法または複数の本人確認書類の提示、生体情報との照合その他の当行およびみずほ銀行所定の方法をもって正当な取引であることを確認する方法により、本人に相違ないものと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書面等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行およびみずほ銀行は一切の責任を負いません。
4. 災害・事変等当行またはみずほ銀行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、本サービスの取り扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生

じた損害について当行およびみずほ銀行は一切の責任を負いません。

5. お客さまが当行およびみずほ銀行に届け出たお客さまの住所等の情報が、実際の内容と異なっていたとしても、当行またはみずほ銀行の責めによる場合を除き、それにより生じた損害について、当行およびみずほ銀行は一切の責任を負いません。

第 13 条　サービス種類・内容および規定の変更等

1. 本サービスの種類・内容は当行またはみずほ銀行の都合で変更し、または本サービスの全部を廃止することがあります。また、本サービスの変更等のために、一時的に本サービスの提供を停止させていただくことがあります。
2. 本サービスの手数料等は、当行またはみずほ銀行の都合で変更または廃止することがあります。
3. この規定の各条項その他の条件は、当行およびみずほ銀行の都合、または民法第 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
4. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとします。

第 14 条　関係規定の適用等

本規定に定めのない事項については、関係する当行の預金規定、総合口座取引規定、振込規定、信託約款その他の取引規定もしくは契約等の定めにより取り扱います。なお、これらの取引規定等については、当行ホームページまたは当行国内本支店の窓口において入手することができます。

第 15 条　準拠法・管轄

1. 本サービス規定および本サービスによる諸取引の契約の準拠法は日本法とします。
2. 本サービス規定および本サービスによる諸取引に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2024 年 4 月 1 日現在

みずほ銀行　みずほ信託銀行

MIZUHO　みずほ信託銀行

情報授受に関する規定

みずほ銀行およびみずほ信託銀行は、〈みずほ〉グループ口座サービスの提供に関し、下記内容を相互に交換させていただきます。なお提供を受けたものにおける利用目的については、みずほ銀行およびみずほ信託銀行各々の「お客さまの個人情報の利用目的について」にて明示のとおりです。

【相互に交換する情報の内容】

〈みずほ〉グループ口座サービス申込者・利用者の以下の情報（「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める非公開情報を含む）

- 氏名、生年月日、住所、電話番号・メールアドレス等の連絡先、家族構成、勤務先等に関する情報
- 利用商品やサービスの種類・契約日・取引金額・期日等の取引に関する情報
- 取引店番号・口座番号・取引番号等の管理番号のうち、みずほ銀行、みずほ信託銀行がそれぞれに保有する情報
- 資産・負債に関する情報
- 公開情報
- 各種取引（貸付取引を含む。なお貸付取引については、みずほ銀行またはみずほ信託銀行の　どちらか一方に貸付取引がない場合も含む）に付随してみずほ銀行、みずほ信託銀行がそれぞれに保有する情報（なお、信用情報、機微情報については「お客さまの個人情報の利用目的について」記載のとおり利用目的を限定し取り扱う）
- 各種取引の際の判断に関する情報のうち、みずほ銀行、みずほ信託銀行がそれぞれに保有する情報
- 各種取引に付随してみずほ銀行、みずほ信託銀行がそれぞれに保有する情報

本規定は、みずほ銀行またはみずほ信託銀行の都合で変更し、または全部を廃止することがあります。この変更等については、みずほ銀行またはみずほ信託銀行のホームページへの掲載、みずほ銀行またはみずほ信託銀行の国内本支店の窓口での掲示等により告知いたします。告知された変更日以降は、変更後の内容が適用されるものとし、この変更等によって生じた損害について、みずほ銀行およびみずほ信託銀行は一切の責任を負いません。

以上

2024 年 4 月 1 日現在

みずほ銀行　　みずほ信託銀行

反社会的勢力の排除に係る規定

1.（反社会的勢力との取引拒絶）

みずほ信託銀行（以下、当行という）との各種預金取引その他の取引や当行が提供する各種サービス等（以下、これらの取引やサービスを総称して「取引」といい、取引にかかる契約・約定・規定を「原契約」といいます。）は、第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2項各号の一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとします。

2.（取引の停止、口座の解約）

次の各号に一にでも該当すると当行が判断し、お客さま（この規定においては取引にかかる代理人および保証人を含みます。以下同じ）との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はお客さまに通知することなく取引を停止し、またはお客さまに通知することにより原契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じた場合は、その損害額を支払っていただくものとします。

①お客さまが取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他A～Dに準ずる行為

3. 本規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、本規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。また、本規定は、原契約と一体をなすものとして取扱われるものとします。

以上